

「ヒロシマ・ナガサキ」に寄せる会長談話

81年前の夏、広島と長崎に原子爆弾が投下されました。原爆は多くの生命を無慈悲にも一瞬にして断ち切りました。生き延びた被爆者も後遺症に苦しみ、いつ発現するともわからない病魔の恐怖に脅え、原爆症の治療法も確立されていない中、社会の無理解や不十分な補償により筆舌に尽くし難い辛苦を余儀なくされてきました。今なおその被害の全容を正確に捉えることが出来ない程、原爆は空間的・時間的な広がりをもって多くの人々を苦しめ続けています。

こうした苛酷な状況にあって、「自分の味わっている苦しみを、他の人間たちに味わわせてはならない」と勇気を持って立ち上がり、たゆまぬ努力を続けてきた被爆者の方々の声が、「核のタブー」という国際規範形成の大きな原動力となってきました。私たちはこのことに、心からの敬意と深い感謝の念を抱かずにはいられません。80年以上にわたり、核兵器が実戦で使用されなかった歴史の裏には、核兵器の完全廃絶を訴えてきた被爆者による草の根の地道な活動があります。

2024年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞したことは、このことを示す証左です。

しかし、現在の国際秩序は、「核のタブー」という一線を越えかねない不安定な様相を呈しています。世界の核弾頭の約9割を保有するとされる米国・ロシア間における唯一の核軍縮枠組であった新戦略兵器削減条約（新START）は、本年2月5日に失効しました。本年4月に開催されたNPT（核拡散防止条約）運用検討会議は、3回連続で最終文書を採択出来ないまま閉幕し、核軍縮の道はなお遠いと言わざるを得ません。今日、米国及びイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、未だ応酬を繰り返しており、ロシアによるウクライナ侵攻は、4年以上が経過した現在も収束のきざしは見えません。核兵器の開発・保

有・使用・威嚇等を国際法上全面的に禁じた核兵器禁止条約は、発効から5年以上を経て参加国や地域を広げています。しかしながら、唯一の戦争被爆国である我が国は、未だ締結しておりません。

そればかりか、政府は防衛費の大幅な増額に舵を切り、安保三文書の改定に伴う非核三原則の見直しの議論や、防衛装備移転三原則の緩和（五類型の撤廃）による現に戦闘が行われていると判断される国も含む武器輸出の解禁など、従来の専守防衛や平和主義の在り方を根底から揺るがしかねない安全保障政策の転換を推し進めています。

我が国は平和主義・国際協調主義を掲げる憲法を有しています。その根底には、平和維持と国際協力に背を向け、悲惨なアジア・太平洋戦争へと突き進み、数多くの被爆者、戦争被害者を生んだ歴史への痛烈な反省があったはずです。現在の情勢が不安定であるからこそ、過去を振り返り、未来を推し量る視点が必要とされているように思われてなりません。

被爆者の平均年齢が86歳を超えた今、「あの戦争を絶対に繰り返してはならない」とする被爆者の方々の声に思いを馳せるとともに、国際社会に平和を約束した日本国憲法が80周年を迎えることの意義を改めて問い直し、その精神を次の世代に繋げていくことが、法の支配と基本的人権の擁護を担う法律専門家団体としての当会に課せられた重い使命です。

当会は、時代の波に流されることなく、核兵器廃絶と恒久平和の理念を堅持し続けることを、ここに固く誓います。

2026(令和8)年8月6日
東京弁護士会 会長 石原 修

令和8年熊本地震の発生を受けての会長談話

本年7月28日、熊本地方を震源とする最大震度7の激しい地震が発生し、熊本県を中心に甚大な人的・物的被害がもたらされています。その後も断続的に地震活動が続いており、多くの被災者の方々が避難生活を余儀なくされ、過酷な環境下で不安な日々を送られています。この度の令和8年熊本地震によりお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

東京弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする立場から、被災地の弁護士会及び日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会等と緊密に連携し、物心両面での被災者支援活動に全力を尽くして取り組んでまいります。

被災後の生活・事業の再建過程においては、罹災証明の取得から始まり、住宅や生業の再建、二重ローン問題、さらには倒壊建物や境界をめぐる相隣関係のトラブルなど、被災者が直面する課題は時間の経過とともに変容し、長期化していきます。こうした多様な課題に対し、被災者一人ひとりに寄り添い、最後の一人まで取り残さない「災害ケースマネジメント」を実効的に機能させ、きめ細やかで息の長い伴走支援を継続していくことが極めて重要です。

とりわけ、避難所、車中泊、さらには仮設住宅という、生活再建に至るまでの各過程においては、女性や子ども、高齢者、

障がい者、外国人、性的少数者（LGBTQ+）など、様々な属性や困難を持つ要配慮者の尊厳や安全の確保が強く求められます。過去の災害における避難生活等においては、プライバシー配慮の不備や多言語対応の不足に加え、防犯の目が届きにくい環境での性暴力や性被害など、深刻な人権侵害の懸念が指摘されてきました。誰もが安全で安心できる避難環境を迅速に整備し、最後の一人まで尊厳が守られるよう対策を講じることは、人権擁護の観点からも喫緊の課題です。

当会は、これまでの災害支援で培った経験を活かして無料相談などの法的支援活動に積極的に取り組みつつ、被災された方々が、発災直後から中長期にわたる再建過程において躊躇なく十分な法的支援を身近に受けられるよう、各種法的支援制度の速やかな適用・対象期間の拡大、さらにはそれらを支える災害関連法制の必要な制度改善に向けた取り組みに対しても、日弁連や関係諸機関と連携しながら、最大限協力していく所存です。

被災された皆様が、一日も早く安心できる日常を取り戻せるその日まで、私たちは被災地に寄り添い、共に歩み、なし得る限りの息の長い支援を展開してまいります。

2026(令和8)年8月7日
東京弁護士会 会長 石原 修

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の施行にあたり、 その立件を行わないこと及び速やかな廃止を求める会長声明

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」が令和8（2026）年7月17日に成立し、明日13日、施行される予定である。

当会は、同年6月30日付け「『国旗の損壊等の処罰に関する法律案』に反対する会長声明」において、同法案が、憲法第19条が保障する思想及び良心の自由、憲法第21条第1項が保障する表現の自由、憲法第31条の適正手続の保障等を侵害し、立法事実及び制定の必要性を欠くものであることを指摘し、その成立に強く反対した。

それにもかかわらず、同法律が成立したことは、憲法上到底看過することができず、当会は、これに強く抗議する。

同法律は、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為を処罰するものである。しかし、自己所有の国旗を用いて、国や政府、政策等に対して批判的な表現を行うことは、表現の自由の核心に位置する政治的表現である。これを、「国旗を大切に思う国民感情」の保護を理由として処罰することは、表現内容に着目した規制そのものであり、厳格な憲法審査に堪えることができない。

また、「著しく不快又は嫌悪」という基準は、人によって受け止め方が異なり、処罰対象を明確に画するものではない。これは、罪刑法定主義の要請に反し、憲法第31条にも反する重大な問題である。

同法律の審議にあたっては、令和8（2026）年7月9日、刑事法学者148名（7月7日現在）より、「『国旗損壊罪』は制定してはならない」との声明が出された。同声明では、同法律について政治的表現の自由を規制しこれを萎縮させるものとなるおそれが強いが、それだけでなく、刑事法の観点からも重大な疑義があるとされている。

さらに、同法律の成立後の8月4日、憲法研究者201名（8月5日現在）による、「『国旗の損壊等の処罰に関する法律』の成立に抗議する憲法研究者声明」が出された。同声明では、同法律は、政治的表現行為を規制するものであるにもかかわらずその規制の合理性も必要性もなく、かつ規制の範囲も漠然とし不明確であり、同法律に基づいて捜査機関が国旗損壊等の行為を立件するようなことは許されず、同法律の合憲性を問う訴訟が起こされた場合には、同法律は裁判所により当然に違憲と判断されなければならないとした上で、特定の見解をもつ人々の表現行為を刑罰によって抑止しようとするものであり、自由民主主義の規範に照らして極めて問題があると言わざるを得ないとし、同法律の速やかな廃止を求めるとされている。

参議院内閣委員会における参考人質疑でも、憲法学者から、同法律は表現の自由及び思想・良心の自由を侵害し、また罪

刑法定主義を満たさないとの厳しい指摘がなされた。国会審議においても、これらの違憲性や処罰対象の不明確性に関する懸念は解消されないまま、同法律は成立に至ったものである。参考人の木下昌彦教授が述べたように、この法律は、最高裁判所において違憲無効とされるべき運命にある。

参議院内閣委員会では、付帯決議において、国旗に対する感情は個々に醸成されるものであり、国旗に対する特定の思想や感情を強制することのないようにする旨が明記された。しかし、付帯決議によって、表現内容に着目した処罰規定の違憲性や、構成要件の漠然不明確性が解消されるものではない。むしろ、国旗に対する特定の思想や感情を強制してはならないというのであれば、この法律が現実に適用される場面は生じないはずである。

この点、同法律の施行にあたり、警察庁は都道府県警に通告を発出し、本法の構成要件該当性、違法性阻却事由の判断等に関しては、組織的に検討を行うとともに、検察当局とも緊密に連携することを指示するなど、同法律の適用にあたっては慎重な対応が必要であるとする。捜査機関がかかる通告を出さざるを得ないということはまさに同法律には看過しがたい問題があることの証左である。

同法律は、憲法に適合する形で限定的に運用すれば足りるという性質のものではない。国旗を用いた批判的表現を捜査、逮捕、送致、起訴等の対象とする可能性があること自体が、市民の表現活動を萎縮させ、国旗及びそれが象徴するものへの敬意や愛着を心の内面にまで事実上強制することにつながる。憲法第73条第1号が法律の誠実な執行を定めていることは、捜査機関及び訴追機関が、憲法上重大な疑義を有する刑罰法規を、憲法上保護される表現行為に対して機械的に適用することまで求めるものではない。

よって、当会は、捜査機関及び訴追機関に対し、憲法尊重擁護義務及び刑事司法における適正な権限行使の要請に照らし、同法律が施行された後も、同法律を根拠として、国旗を用いた表現行為を捜査、逮捕、送致、起訴その他一切の刑事手続の対象としないことを強く求める。

また、国会に対し、憲法上重大な問題を内包する同法律を直ちに廃止するための立法措置を講ずることを求める。

当会は、今後も、思想及び良心の自由、表現の自由、自由で多元的な言論空間を守るため、同法律による表現行為に対する規制を許さず、その速やかな廃止を求めていく所存である。

2026(令和8)年8月12日
東京弁護士会 会長 石原 修

8月15日を迎えての会長談話

今から81年前（1945年）の今日、日本国民は「玉音放送」によって無条件降伏を知らされ、敗戦を受け入れました。その後連合国による占領支配を受けながら、荒廃した国土の復興と再建に取り組んできました。戦争放棄を宣言する新憲法を制定し、国民主権のもと、日本は戦後四半世紀の間に目覚ましい経済発展をなし遂げ、様々な社会問題を孕みながら20世紀後半には先進国と呼ばれるまでになりました。

日中戦争からアジア・太平洋戦争における日本人の戦没者は

310万人に達すると言われています。しかも、戦死者の多くが1944年以降のものであり、敗戦濃厚とされた情勢下で玉砕と言われた実態の多くが、補給路を断たれたことによる物資も人員も補充できない中での餓死や戦病死であったとされています。また一方で、沖縄戦、原子爆弾、空襲等におけるいわゆる一般戦争被害者に対する補償も十分になされていません。被害の面ばかりでなく、同時に、日本が近隣のアジア諸国に対して非人道的な侵略を行い、甚大な被害を与えた事実も忘れてはなりません。戦後80年以上を過ぎて、戦争を直接体験した世代

会長声明

の方が亡くなっていく中で、戦争被害の恐ろしさ、惨さが次世代に正しく継承されているか、もう一度振り返ってみる必要があります。子どもから大人まであらゆる世代が、まずは先入観無しに戦跡、資料館、記録映像、平和や人権のための活動等を見て、それを契機に平和や人権について考えるということは平和・人権教育の原点であり、これに対する規制は許されません。

新憲法は、基本原則として戦争放棄の条項を設け、一切の戦力を持たないと規定しました。その後の国際情勢から自衛のための必要最小限度の実力組織として自衛隊を創設しましたが、現在の自衛隊は、それを大きく超え、世界有数の実力（軍勢力）を保有する状態となっています。日米安全保障条約と日米地位協定のため、日本国土には沖縄をはじめ各地に米軍基地が存在し、日本の領土でありながら事実上の支配権が米国にあるという地域も存在します。近年、中国の東シナ海・南シナ海への海洋進出と台湾問題が、東アジアの緊張の大きな要因になっているとして、日本はアメリカの要請を受けながら防衛力を急激に増大しており、日米合同訓練もより実戦に近い形で大規模に行われるようになってきました。専守防衛の限りで認めていたはずの防衛力が、敵基地攻撃も可能な防衛力へと変容しています。

こうした事態は、敗戦後の日本国民が手にした日本国憲法の理念にかなうもののでしょうか。

日本国憲法制定当時の国民は、他国を侵略すること、武力行使によって紛争を解決することの愚かさを十二分に知って、将来の国民とともに、憲法で戦争放棄を誓い、戦力の不保持を定めたはずで、他国の脅威に対抗するとして、武力による

抑止を進めるなら、軍事費は増大し、日本も軍事大国化への道をさらに歩むことになってしまいます。

世界では今、国連の常任理事国である大国が、国際協調よりも自国の利益を優先する事態になっています。ロシアの侵攻によって始まったウクライナ戦争は4年を経過しても和平の道筋は描けておらず、アメリカはイランに対する先制攻撃を行い、世界経済にも大きな打撃を与えています。イスラエルはガザの民衆に対するミサイルやドローンによる攻撃を繰り返しており、まさにジェノサイドを疑う事態となっています。こうした世界情勢に対しても、私たちは関心を持ち、平和の構築のために働きかける必要があります。日本国憲法はその前文で、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べ、「自国のこののみに専念して他国を無視してはならない」と述べています。私たちは、国際社会に対しても、平和の維持、構築のために努めていく責務があると考えます。

軍事力で国際紛争を解決しようとするのが誤りであることは、今現に起きている国際紛争を見ても明らかなことです。壊滅的とも言える敗戦を経てつかみ取った「軍事的価値の否定」という日本国憲法の平和主義の理念は、維持されるべきものと考えます。私たち弁護士、弁護士会は、このような憲法理念の実現のため、今後も政府に対して必要な意見を述べ、また、市民の皆さんと共に活動を続けていきます。

2026(令和8)年8月15日
東京弁護士会 会長 石原 修

令和8年8月千葉豪雨の発生を受けての会長談話

本年8月13日、台風や活発な前線の影響により千葉県を中心として記録的な大雨に見舞われ、千葉県内の各地に深刻な浸水や冠水、土砂崩れをもたらすなど、甚大な被害が発生しています。この度の災害によりお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災された皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、住宅・生業の再建に向けて、初期段階から躊躇なく専門家にアクセスできる体制の構築が不可欠です。東京弁護士会は、これまでに発生した大規模水害において被災者向け無料電話相談などを機動的に立ち上げ、被災された方々の生活・事業の再建に寄り添ってまいりました。

これらの活動で培った経験とノウハウを活かし、現地の被害状況や被災された皆様のニーズを踏まえ、無料相談活動や自然災害債務整理ガイドラインの利用サポートをはじめとする支援をすみやかに行わせていただく所存です。

被災地域の皆様が安心できる日常を取り戻せるその日まで、東京弁護士会は、同じ関東弁護士会連合会（関弁連）の絆を共有する一員として、千葉県弁護士会を支え、日本弁護士連合会や関弁連等と緊密に連携して、物心両面における迅速な被災者支援活動に全力を尽くしてまいります。

2026(令和8)年8月20日
東京弁護士会 会長 石原 修

死刑執行を受けての会長声明

2026(令和8)年8月21日、大阪拘置所において、1名の死刑が執行された。2025(令和7)年6月27日に1名の死刑が執行されて以来の死刑執行である。

本件は、5名の被害者の尊い命が奪われ、10名の被害者が重軽傷を負うなど極めて重大な結果が発生した事件であり、かかる犯罪行為は断じて許されないものである。平口洋法務大臣は、死刑の執行を命じるに際しては、死刑が極めて重大な刑罰であることから慎重な上にも慎重な検討を加えたとする。

しかしながら、死刑は、あらゆる人権の根源であり、国家が

何に代えても守らなければならない国民の生命を剥奪するということなのである。

死刑の廃止又は執行の停止を決める国々は広がりつつあり、最近も、長らく死刑の執行を停止してきたレバノンが中東諸国で初めて死刑制度廃止を決めたという報道があった。わが国でも、有識者による「日本の死刑制度について考える懇話会」が、委員16名の全員一致で、現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方には放置できない問題があり、早急に、国会及び内閣の下に公的な会議体を設け、死刑制度に関する根本的な

検討をすべきと提言している。平口法務大臣も記者会見において、多くの国民が必要を感じて議論に参加する形で、幅広い観点から議論がなされることが適切であると言及したほか、死刑に関する国民の理解を得るために情報公開を進めることが重要だと述べた。

死刑制度のあり方には様々な考え方があり得、世論においては、8割ほどが死刑はやむを得ないとしている一方で、死刑に代わり仮釈放のない終身刑が導入されれば死刑を廃止する方がよいとするものも4割弱に上っている。

当会は、2020年9月24日の臨時総会において、「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」を採択しており、今回の死刑執行に強く抗議するものである。死刑に関する十分な情報開示がなされた上で広く国民的な議論を尽くし世論の醸成を待つべきであり、当会は、世論の熟成のために最大限の努力を行っていく所存である。

2026(令和8)年8月25日
東京弁護士会 会長 石原 修

再審法改正の成立に当たっての会長声明

1 刑訴法第4編「再審」(以下「再審法」という。)の改正は、第221回特別国会において、2026(令和8)年7月17日、参議院本会議で可決され、成立した。

再審法は約78年間一度も改正されていなかったが、今般初めて改正されたものであり、まずは再審法改正に向けて尽力されてきたえん罪被害者とその御家族、支援団体、市民の方々、国会議員の方々、地方自治体首長、地方議会の方々等に深甚なる敬意を表するものである。

成立した改正再審法は、①再審開始決定に対する検察官の不服申立を原則として禁止していること(第450条の2)、②再審請求審における証拠の提出命令の制度が新設されたこと(第445条の2)、③通常審に関与した裁判官を、一定の範囲で後の再審請求審から除斥すること(第438条)、④審判開始決定後の手続規定が整備されたこと(第447条の7～10)等、一定の評価をすべきものではある。

しかし、成立した改正再審法には、未だ不十分な点や懸念される事項が多数残されている。その主なものは、以下のとおりである。

第1に、再審開始決定に対する検察官の不服申立は「当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」に、例外的とはいえ許容されている。検察官が「十分に根拠がある」と判断すれば不服申立が可能となる制度であって再審が長引く問題の解決にはなっていない。国会審議では、裁判所が「十分な根拠」がないと判断した場合には早期に抗告を棄却することも可能との答弁がなされたものの、そのような運用がなされるか不透明である。

第2に、証拠の提出命令は、裁判所に証拠を提出する方法によるものとし、その対象を、「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」について、関連性、必要性、弊害の程度等を考慮し、相当と認めるものに限定している。

しかも再審請求者に対して証拠が直接開示される規定がなく、裁判所の職権により再審請求理由との「関連性」とは無関係に幅広く証拠が開示される規定もなく、証拠一覧表もインカメラで裁判所にしか開示されない。

そもそも証拠は捜査機関が独占できるものではない。これまでのえん罪事件も一見無関係に見える証拠の中から無罪の証拠が発見されたのであり、このような規定では、関連性、必要性、相当性を弁護人が具体的に主張、疎明しない限り、証拠開示が認められないおそれがある。また、裁判所が証拠の提出を命じない限り、再審請求人と弁護人は直接証拠にアクセスできないことになる。今後の運用次第では、これまでのえん罪事件で再審無罪を決定づけた証拠、なかでも*1袴田事件の「5点の衣類」のカラー写真や、*2福井事件の「テレビ番組の放映日」に関する*3捜査報告書書のような証拠も、提出されないおそれがある。

第3に、再審請求手続で検察官から提出された証拠につい

て、再審請求者と弁護人に目的外使用の禁止を定め、罰則も設けている(第445条の6)。

再審請求手続で新たに検察官から提出された証拠を適正に保管しなければならないことは言うまでもない。しかし、袴田事件では、支援者が「5点の衣類」のカラー写真を見て不自然だと発言したことが再審開始決定を獲得する新証拠のきっかけとなった。国会審議では、このように再審請求人とともに活動をしてきた支援者と間で、開示された新証拠を検討したり実験を行ったりすることは、目的外使用の禁止に当たらない旨の答弁がなされたが、運用次第ではその線引きは曖昧なものになりかねない。また、報道機関やジャーナリストが、裁判の証拠等を取材して問題を指摘したり、国民の知る権利のために活動したりすることも目的外使用にあたると思われる懸念があり、萎縮効果は非常に大きいものがある。

2 今回の再審法改正は、その立法事実として、袴田事件や福井事件等のえん罪事件において、検察官による無罪証拠の隠蔽、再審開始決定に対する不服申立で、再審無罪を獲得するまで極めて長い年月がかかり、えん罪被害者の人生が奪われているという深刻な状況があった。すなわち、今回の再審法改正は、検察改革の側面があった。

しかるに、2025(令和7)年6月18日に「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が再審法の抜本的な改正案を衆議院に提出するや否や、検察官・検察庁と密接な関係がある法務省は、これと重複・並行して、自らが事務局を務める法制審議会にて、再審法改正案の審議を行うこととし、しかも、研究者委員の人選基準等は極めて不透明なまま、再審や誤判に関して積極的に研究してきた研究者は選ばれることなく審議を行い、その結果、上記のような不十分な改正となってしまった。

本年7月10日に公表された名古屋高検作成の福井事件に関する調査結果報告書では、上記捜査報告書を弁護人に開示しないまま第1次再審請求の再審開始決定に対して検察官が不服申立を行ったことについて、「これを取り消されるべき十分な理由があるものと判断した」としており、これでは従前と変わらぬ運用がなされるおそれがある。

今回の再審法改正に際して、法務省、検察庁は、近年でも多数のえん罪事件が判明しているという事実について顧みず、終始一貫して消極的な姿勢を取り続けてきたことについては、極めて遺憾である。

3 改正再審法の附則では、①改正法の施行後5年毎に見直しを行うこと、見直しを検討する対象として、証拠一覧表の開示と目的外使用の禁止が明記され(附則第2条)、②裁判所が証拠の提出や開示を勧告し、検察官が任意で応じている現在の実務運用について、引き続き適切に行うとされた(附則第4条)。

当会は、成立した再審改正法の適正な解釈及び運用を求めていくとともに、5年後の見直しに向けて、えん罪被害者を迅速かつ容易に救済する再審法を実現するための運動を、引き続き市民や報道機関とともに進めていく決意である。

*1: https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/saishinhou_kaisei_2.pdf

*2: https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/saishinhou_kaisei_5.pdf

*3: 「目撃証人」が事件を目撃した日に放映されていたとされる番組の放映日が、実際は別の日であったとの内容が記載された捜査報告書

2026(令和8)年8月28日
東京弁護士会 会長 石原 修

関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺を教訓にヘイトスピーチ・ヘイトクライムを根絶するための施策などを求める会長声明

1923(大正12)年9月1日、関東大震災が発生し、10万人を超える方が亡くなられた。震災による混乱や不安に乗じて、朝鮮人や中国人に関する流言飛語(デマ)が飛び交い、これを信じた人々による多くの虐殺が行われた。当会は、これらすべての被災者・犠牲者の方々に心から哀悼の意を表明する。

内閣府中央防災会議の調査によれば「関東大震災時には、官憲、被災者や周辺住民による殺傷行為が多数発生した。」「殺傷事件による犠牲者の正確な数は掴めないが、震災による死者数の1～数パーセントにあたる」と報告されている(「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書1923 関東大震災【第2編】」(2009(平成21)年3月))。震災直後は流言の報道がなされたが、その後は虐殺の報道がなされており、当時の裁判所も、朝鮮人を殺害した者について多数の有罪判決を出している。また、著名人を含む無数の方々が、目撃談・体験談を残している。そして上記報告書の中で、迫害の背景には、マイノリティへの無理解と差別意識があったことが指摘されている。

日本弁護士連合会も2003(平成15)年8月25日、政府に対し、「国は関東大震災直後の朝鮮人、中国人に対する虐殺事件に関し、軍隊による虐殺の被害者、遺族、および虚偽事実の伝達など国の行為に誘発された自警団による虐殺の被害者、遺族に対し、その責任を認めて謝罪すべきである」等と勧告している。

しかし、政府は、2017(平成29)年11月10日、関東大震災に際し、流言飛語による殺傷事件が発生し、朝鮮人が虐殺されたという事実については、政府内にそれらの事実関係を把握することのできる記録が見当たらないと答弁し、その後も同様の答弁が続いている。また、都立横網町公園で例年举行されている朝鮮人犠牲者追悼式典に、歴代の東京都知事は追悼文を送付してきたが、現都知事は同年以降、送付を中止してい

る。虐殺の歴史的事実を歪曲して無かったことにするなどということは決してあってはならないことである。

関東大震災における虐殺は、人種・民族差別的言動が蔓延したうえで引き起こされた大規模なヘイトクライムであり、現在の私たちも、この歴史的事実を災害発生時を含むあらゆる場面での教訓としなければならないものである。

しかるに、大震災での惨事から103年が経過した今も、ヘイトスピーチが、公道や公園など公共空間や、インターネット上に溢れ、脅迫、暴行、傷害、放火などヘイトクライムも生じており、現在も差別や暴力を恐れて生活せざるを得ない多くの人々がいる。

東京都は、2018(平成30)年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、ヘイトスピーチの認定など一定の成果をあげているが、都内でヘイトスピーチを伴うデモや街頭宣伝は繰り返され、インターネット上のヘイトスピーチも全く止まっていない。

当会は、2020(令和2)年6月22日に「9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典のための公園占用許可につき不当な誓約書の提出を条件とすることの撤回を求める会長声明」、2023(令和5)年8月31日に「国及び東京都に対し、関東大震災100年の節目にあたり、人種差別を根絶するための施策等を求める会長声明」を発出した。

当会は、国及び東京都に対し、関東大震災時の朝鮮人や中国人らに対する虐殺の事実を直視し、上記報告書が引用している資料をはじめとする大量の資料を確認し、その資料を公開するなどして教訓化し、人種・民族差別を根絶するための施策を実施することを強く求める。

2026(令和8)年8月31日
東京弁護士会 会長 石原 修